

消費税税率の引下げとインボイス制度の実施中止を求める
意見書

上記の議案を提出する。

令和3年12月21日

提 出 者

26番 深 沢 達 也

4 番 桜 井 夏 来

14番 藪 原 太 郎

20番 橋 本 しげき

武蔵野市議会議長 土 屋 美 恵 子 殿

消費税税率の引下げとインボイス制度の実施中止を求める
意見書

新型コロナウイルスによる日本経済の激しい落ち込みが顕著になっています。特に東京都では4度の緊急事態宣言とそれに伴うまん延防止等重点措置で飲食店をはじめ多くの他産業で経済的損失を被っており、事業者への時短営業などの要請は解除されましたが、経済がコロナ前の状況に戻るには一定の時間を要すると同時に、人出の増加も見込まれ、再流行に備えた対策を講じていかなければならない状況です。

消費税は令和元年に税率が8%から10%に引き上げられた中で、新型コロナウイルスの感染が拡大し、多くの事業者の売上げは落ち込みました。消費税は所得が少ない人ほど負担が重く、赤字経営の事業者にも課税される税金です。「消費税率を引き下げること」が事業者負担をダイレクトに軽減させる対策となります。

また、2023年10月から実施されるインボイス制度（適格請求書等保存方式）は、自由な商取引から中小規模が排除される懸念と、実務の零細な事業者負担の増大等が問題になっています。全国の多くの中小企業団体や税理士会でも「制度の実施中止・反対」の声を上げています。新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても身近な地域に根差して活動する中小業者は一層、不可欠な存在になっています。

よって、武蔵野市議会は貴職に対し、下記事項を求めます。

記

- 1 消費税率を少なくとも5%に引き下げること。
- 2 インボイス制度の実施を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年12月 日

武蔵野市議会議長 土 屋 美恵子

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣

宛て